

# 公の施設の指定管理者制度に関する運用方針

総務部行政管理課

令和5年5月

## 目次

<b>第 1 趣旨</b> .....	1
1 公の施設とは.....	1
2 指定管理者制度とは.....	1
3 公の施設の設置及び管理に関する条例.....	1
4 指定管理者制度運用の基本的な流れ.....	1
<b>第 2 指定管理者制度に関する基本方針</b> .....	2
1 指定管理者制度の積極的な活用.....	2
2 公平性、透明性の確保.....	2
3 指定期間.....	2
4 インセンティブの付与.....	3
5 指定管理料.....	3
(1) 管理運営経費に対する県の負担（指定管理料の支出）	
(2) 指定管理料の算定方法	
6 利用料金の決定及び告示.....	3
<b>第 3 指定管理者制度運用委員会</b> .....	4
1 位置付け及び役割.....	4
2 設置の単位.....	4
3 構成.....	4
4 利害関係.....	4
5 会議の公開等.....	5
<b>第 4 指定管理者の選定手続</b> .....	5
1 公募の原則.....	5
2 民間事業者等の応募促進の措置.....	5
(1) 公募期間	
(2) 周知	
(3) その他の措置	
3 募集要項の作成.....	5
(1) リスク分担	
(2) 応募資格	
(3) 欠格条項	

(4) 失格事項	
(5) 事業計画書の記載事項	
(6) 仕様書その他参考資料	
(7) 募集に当たっての留意事項	
4 指定管理候補者の選定	8
(1) 選定基準	
(2) 事業計画書の審査	
(3) 選定	
5 選定結果の公表	10
(1) 公表時期及び公表方法	
(2) 公表様式	
(3) 公表に当たっての留意事項	
<b>第5 指定管理者の指定</b>	<b>10</b>
1 指定の議決	10
2 債務負担行為の設定	10
3 指定及び告示	10
4 協定書の締結	10
(1) 締結	
(2) 協定事項	
5 歳入の徴収又は収納の委託	11
<b>第6 指定管理者制度導入後の対応（モニタリングの実施）</b>	<b>11</b>
1 業務記録、上半期報告書及び事業報告書	11
(1) 業務記録	
(2) 上半期報告書及び事業報告書	
2 利用者等の意見の把握及び苦情等への対応	12
(1) 指定管理者が行う事項	
(2) 施設所管課行う事項	
3 業務の状況に関する調査等	12
(1) 指定管理業務及び経理状況の調査、指示	
(2) 運用委員会におけるモニタリングの実施結果の検証	
(3) 個人情報保護対策の徹底	
(4) 連絡調整会議の開催	
4 内部統制の実施	13
5 事故、災害等発生時の対応及び安全管理の徹底	13

(1) 指定管理者が行う事項	
(2) 施設所管課が行う事項	
6 指定の取消し、業務の停止措置	13
7 モニタリングの実施結果の公表	13
<b>第7 事前協議</b>	<b>13</b>
<b>第8 委任</b>	<b>13</b>
<b>附則</b>	<b>13</b>

別紙1 利害関係の有無に関する調査票

別紙2 沖縄県●●●●施設の指定管理者募集要項（例示）

別紙3 指定管理者指定申請書

別紙4 指定管理候補者の選定結果について（例示）

（用語について）

- ・ 使用料：公の施設の利用に係る料金で、地方公共団体の歳入となるべき公法上の債権に基づく公金。
- ・ 利用料金：地方自治法第244条の2第8項に基づき、公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として收受させる料金。
- ・ 使用料制：公の施設の利用に係る料金を「使用料」として徴する制度。
- ・ 利用料金制：公の施設の利用に係る料金を「利用料金」として指定管理者の収入として收受させる制度。
- ・ 管理運営経費：指定期間中において施設の管理運営に要すると想定される経費。
- ・ 指定管理料：利用料金制を採用する施設において、利用料金収入のみでは管理運営経費が賄えないと想定される施設に対し県が支出する費用、又は、使用料制を採用する施設若しくは料金を徴しない施設において想定される標準的な管理運営経費の範囲内で県が支出する費用。